

所沢市地域コミュニティ推進プラン

～「絆を紡ぐまちづくり」の実現に向けて～

(H27-30)

所 沢 市

目次 所沢市地域コミュニティ推進プラン(H27-30)

～「絆を紡ぐまちづくり」の実現に向けて～

序章:はじめに	～これからの自治を見つめ、今を動くために～	
1. 策定の趣旨	1
2. 位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 旧推進プランの検証	2
第1部:アクションプラン編		
5-1. 年度別テーマと実行目標	6
5-2. 実行目標の解説	6
6-1. 目標の実現に向けた各施策項目とスケジュール	7
6-2. 各施策項目の解説	7
地域づくり協議会体制の促進	暮らしやすさが実感できる行政体制の整備	
コミュニティ活動のための環境づくり	住民自治活動の支援	
7. 地域コミュニティと行政の将来像	～プラン実現のためのイメージ共有～	10
(1) 10年後の地域の姿(志向すべき地域のあり方)		
(2) 今後の行政に必要とされていくこと		
(3) 総括 (地域コミュニティの役割、行政の役割、地域コミュニティと行政のコミュニケーション)		
第2部:分析編	～アクションプランへの道のり～	
8. コミュニティを巡る今日の背景	12
(1) 地域コミュニティとは何か		
(2) 地域コミュニティは何をしてきたのか		
(3) 地域コミュニティを巡る現状と課題		
9. 本市地域コミュニティの現状と課題	14
(1) 現状		
(2) 課題	A)地縁型コミュニティ B)テーマ型コミュニティ C)その他の団体等 D)地域づくり協議会	
10. 本市行政体制の現状と課題	21
(現状)～「自治会」と「地域づくり協議会」～	新たなコミュニティ活動の展開に呼応して	
(課題)自治コミュニティの進展に求められる、これからの地域行政のあり方		
注釈	23
参考資料	25

序章：はじめに ～これからの自治を見つめ、今を動かすために～

はるか昔から、この所沢の地には人々が行き交い、集い、それぞれの暮らしぶりを形成してきました。村ができ、町となり、長い歳月を経て必要なルールや仕組みを取り入れながら、次第に今日的なコミュニティが形作られてきました。

時は流れ、現代はすでに成長社会から成熟社会への過渡期を迎えています。時代の潮流が変わり、これまで成り立っていた制度や仕組みが、社会環境や生活サイクルの変化に伴い、次第に収まりの悪いものとなってきました。同様に、地域の自治のあり方についても、時間をかけて形作られてきた慣習や暗黙の決まりごとといったものが、従来のように機能しにくくなってきています。そのため、これまで地域が培ってきたルールや仕組みについても、今日の市民生活にふさわしいあり方への見直しが迫られるものとなっています。

しかし、過去から今日に至るまで、地域に暮らす人々が住みよいまちを目指してきたように、これからもコミュニティの原則である「人と人とが絆を紡ぎ、支え合い、助け合う」関係を築くことについては、なんら変わるところはありません。むしろ、これまで以上に互いの力を発揮しながら、地域のあるべき姿を自ら模索していくことが求められているのです。

私たちは、東日本大震災を契機に、改めて自分たちの暮らしや地域との関わり方について考え直す機会を得ました。そして、これまで所沢市において地域コミュニティがまちづくりに果たしてきた立場や役割を尊重しながらも、そこに暮らす人々が今の時代にふさわしい暮らしやすさを実現していくため、これからの地域コミュニティの目指す姿やそれを支える行政、そして相互の関わり等を明らかにすることで、より良い地域を次世代に継承していきます。

1．策定の趣旨

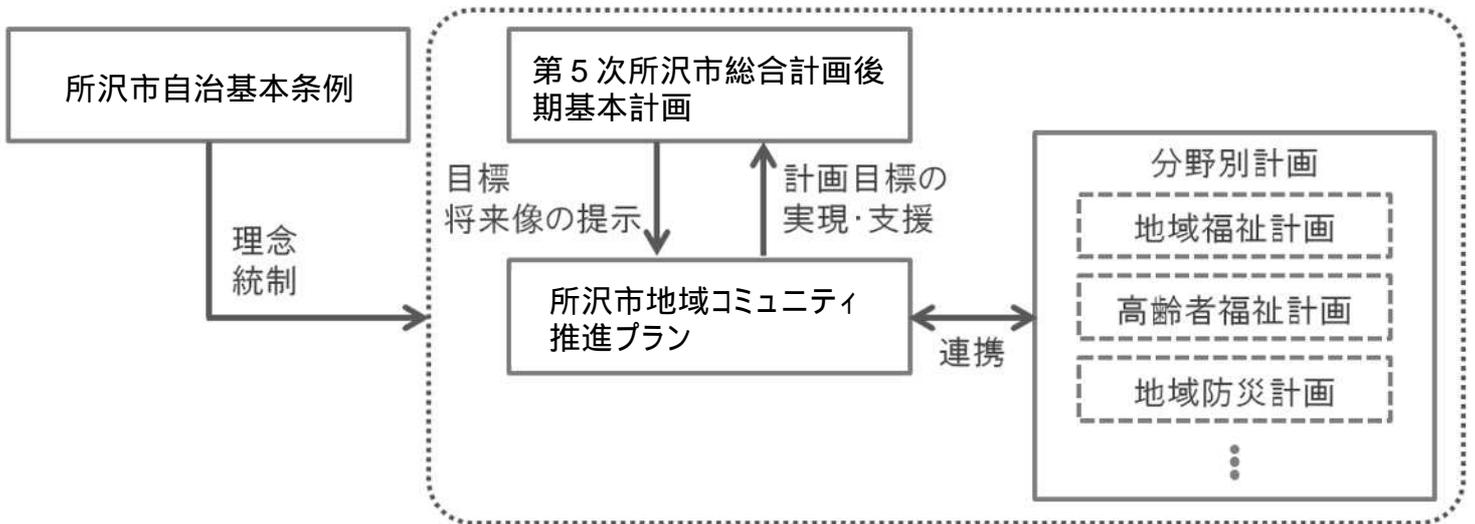
本推進プランは、平成22年12月に策定された「『新たな地域コミュニティの構築』に向けた推進プラン（以下「旧推進プラン」という。）」が計画期間を終了することに伴い、その後の本市地域コミュニティの動きを、第5次所沢市総合計画後期基本計画（「総合的に取り組む重点課題 1 絆を紡ぐまちづくり」並びに本編におけるコミュニティ分野の計画）に掲げられた目標の実現に向けた具体的な進め方を明らかにしていくことを目的に策定するものです。

2．位置づけ

本推進プランは、本市の自治の基本的規範である「所沢市自治基本条例」の基本理念や具体的な規定に即して策定されています。また、上位計画である「第5次所沢市総合計画後期基本計画」に設定された将来目標「所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市」の実現を目指すこと

もに、地域コミュニティと関連の深い各分野において策定された計画と不整合が生じないように、その推進に際し十分な調整・連携を図るものです。

【地域コミュニティ推進プランと他の計画との関係イメージ】



3 . 計画期間

本推進プランの計画期間は、「平成 27 年度から平成 30 年度まで」の 4 年間とします。

4 . 旧推進プランの検証

旧推進プランは、計画期間を平成 22～26 年度の 5 ヶ年間として活動しました。期間内の計画は以下のとおりです。

【旧推進プランにおける年次計画】

年度	計画
22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンター設置準備 ・地域の人材養成講座の開設（毎年）
23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各行政区に（仮称）まちづくりセンターを設置 ・各地区における地域ネットワークの構築に向けた取組の開始 地域ネットワーク構築モデル地区の選定
24・25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区の地域ネットワークを構築し、運営を開始する ・各地区の地域ネットワーク構築検討

年度	計画
26年度	・モデル地区の2年間の実績を検証し、全地区に地域ネットワークを構築し、運営を開始する

こうした計画に対し、各年度における関連活動の主な実績は、以下のとおりです。

【平成 23 年度】

市内全 11 地区でのまちづくりセンター設置が実現しました。センター内にコミュニティ推進担当を配置し、地域ネットワークの構築に向けた活動を開始しました。

【平成 24・25 年度】

平成 24 年度に 2 つの地域づくり協議会（山口、三ヶ島）、平成 25 年度に 1 つの地域づくり協議会（小手指）が設立されました。平成 25～27 年度の 3 ヶ年度の予定で「地域づくり協議会活動支援交付金」事業を開始し、協議会活動における財政支援を行いました。平成 25 年度には、庁内組織とまちづくりセンターによる会議体「地域力促進会議」（注 1）を立ち上げ、地域情報の共有化に努めました。

【平成 26 年度】

新たに 3 つの地域づくり協議会（松井、新所沢、富岡）が設立されました。地域ネットワークの中心的な存在である自治会・町内会への参加を促進することを目的として、「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」が制定されました。協議会既設地区を対象として、情報共有と人的交流を目的とした「地域づくり協議会情報交換会」を実施しました。

【考 察】

（地域づくり協議会について）

地域コミュニティ支援活動は、本市における初めての試みであるが故、試行錯誤をしつつ、時間をかけて地域住民への理解が図られるように努めてきました。そのため、想定内とはいえ、当初計画していた「平成 26 年度中までに全地区での地域ネットワーク立ち上げ」という計画を予定どおり実行することは出来ませんでした。これは、地域ネットワーク立ち上げには地域理解が不可欠であると考えて、地域理解を深めることを優先させてきたからです（地域への理解と浸透を求める活動は、現状においても引き続き継続段階にある）。

当初から全方位的に地域ネットワークの浸透を図ったため、当初に想定した、「モデル地区

を設定しその実践活動を検証して後発する他地区への浸透を図っていく」という『モデル地区構想』は、実際には実行できませんでした。それは、地域ネットワーク組織の設立価値は地域で決めるものであり、行政からの恣意的な思惑により「どの地区をモデルとするか」、進捗状況により「どの地区が早く進んでいくか」ということを計画段階から具体的に書き割りとして置きにくい、各地区には地域性があり、それゆえA地区における成功事例がB地区における成功足りえない、というように、成功モデルという考え方そのものがなじまなかった、などの理由によります。

旧推進プランの計画期間は、地域コミュニティの創設期であり、活動の基本は「地域への理解」と「協議会作り」にありました。その中で、すでに設立3年目を迎える地区もあれば、いまだに協議会が設立されていない地区もあり、各地区での反応はまちまちです。今後とも各地区の協議会設立に向けた進捗状況には差が出ると想定しますが、そもそも「地域自治を推し進める」とはそのような状況を招き入れる事にほかなりません。

協議会が立ち上がり地区単位での事業を実施してみると、地区の中からは

- 「地区という単位で改めて課題の発見や発掘を行う機会となった」
- 「地区住民同士での意見交換を通じて相互に問題を共有できた」
- 「自治会などの地縁団体だけでは解決できない問題をテーマコミュニティの力を借りて解決に近づけることができた」
- 「多様な人材がいることが分かり、助けを借りる関係を構築することができた」

といった意見が寄せられ、改めてネットワーク活動の有効性について、地区の理解が進んでいることが認識できました。

（行政組織体制について）

「地域に変化を求める」ということは、巡り巡って結果的に「行政の組織体制への変化が促される」ということにつながります。つまり、地域の仕組みの変化～地域要望の変化～解決を図るための組織体制の変化、という関連付けの問題として進展せざるを得ません。その点で、地域コミュニティを中心とする地域発生課題に対しては、今後の行政組織全体でのバックアップ体制が必要であり、現状の地域課題を内部課題として共有化させ、その解決を試みる「地域力促進会議」の果たすべき役割は大きいと考えます。

100万円を上限とする「地域づくり協議会活動支援交付金」の実績は、地域の課題解決の力量、すなわち地域の自立的解決能力を示したのですが、その結果、地区それぞれの特性を示しながら今後の自立的な問題処理の可能性を示すものとなりました。しかし、同交付金は3年間（平成25年度～27年度）限定での実施事業であり、今後は、事業効果の検証を行いつつも、次なる段階としての協議会に対する財源支援策を講じていかなければなりません。

地域の自治活動に携わる役員関係者等、地域自治活動の人材については、団体掛け持ちや高齢化といった、内部課題を抱えていることが把握されました。今後、新たな人的支援の方策、すなわち「新たな地域人材の発掘」や「ボランティア精神を持つ人材育成の仕組み作り」といった課題が明らかになりました。

行政組織体制について、平成27年4月をもって「コミュニティ推進課」から「地域づくり推進課」に改め、地域コミュニティの支援をさらに推し進める体制とし、まちづくりセンターと連携することとしました。

【総括】

「地域づくり協議会」という新たなネットワーク組織に対する市の考え方や目指すべき方向性に対する地域での理解は様々であるが、全体を見れば、若干の計画に対する遅れこそあるものの、理解を得るよう努めています。これまで長らく機能していた地縁型コミュニティを中心とする地域システムを、地域づくり協議会を中心とした地域横断的なシステムに組み替えていくためには、小さな経験と実績を積み重ねていくことが肝心であり、その点で今後とも時間をかけながら着実に進めていく必要があります。

第 1 部：アクションプラン編

5 - 1 . 年度別テーマと実行目標

H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
地域づくり協議会（地域ネットワーク）の構築支援と事業活動の促進	地域財源化と地域づくり協議会（地域ネットワーク）活動の充実	住民自治活動の環境整備と地域行政体制の見直し	地域づくり協議会（地域ネットワーク）を中心とする住民自治活動の自立支援
地域づくり協議会の立ち上げ支援と各地域補助金等の見直し	地域自主財源（ ）活動の開始と地域づくり協議会による独自事業の推進	地域づくり協議会の自立化と暮らしやすさが実感できる行政体制の整備	地域づくり協議会活動進展への対応と多様な担い手による協働事業の推進

地域自主財源・・・これまで「行政が目的に応じた使途の定められた補助金を交付し、地域でそれを実行していく」という関係を改め、補助金を直接地域に交付していくことにより、より自由度の高い財源としていくものです。この仕組みへの見直しにより、地域におけるお金の使い道に対する裁量、決定がより地域事情にふさわしい形で行われることが期待されています。ただし、補助金の自由度が増すことで、目的や用途などを精査しながら、地域の実情に即した効果的な運営が求められます。

5 - 2 . 実行目標の解説

【平成 27 年度】引き続き、地域づくり協議会の未設置地区における設置を目指すとともに、各地区で抱える課題や情報を相互に共有し、さらなる人的交流を進めます。また、協議会を中心に地区独自の取組を可能としていくため、地域が使いやすい財源への見直しを進めます。

【平成 28 年度】地域における自主財源が確保されることに伴い、地域独自の課題の解消に向けて効果的な施策事業を展開していきます。

【平成 29 年度】事業活動の経験や新たな人材の発掘により、地域づくり協議会が一層力を蓄えていく中で、自治組織の自立化を図ります。一方で、そうした地域の変化に合わせて地域ニーズに即した行政体制への整備を行います。

【平成 30 年度】地域づくり協議会を中心とする地域の住民自治がさらに活動内容を深化させていく中で、地域が発展的に法人格取得や、業務請負を行うなどの可能性を想定し、対応していきます。また、様々な活動団体の連携・協働による地域貢献活動を積極的に支援していきます。

6-1 . 目標の実現に向けた各施策項目とスケジュール (別表参照)

6-2 . 各施策項目の解説

【地域づくり協議会体制の促進】

1) 各地区における協議会の立ち上げ及び協議会活動の環境整備

平成27年6月末現在、市内11行政区のうち「7地区」に地域づくり協議会が設立されていますが、さらに協議会が地域活動及び事業を実施しやすいよう、その体制整備を含めサポートに努めます。また、残る4地区についても協議会が設立できるよう環境を整えていくための支援を行います。

2) 地区団体の見直しの検討

地域づくり協議会が設立されたことに伴い、既存の各地区団体について、社会情勢等に鑑みての存続の必要性、方向性及び位置づけ等の見直しについて検討します。

3) 地域が使いやすい財源の仕組みの導入

地域づくり協議会の設立に伴い、地域に配分されている補助金、交付金等について、地域が自ら用途を決定し、地域づくりに活用できるよう、「一括交付金制度」等、地域が使いやすい財源の仕組みを導入します。

【暮らしやすさが実感できる行政体制の整備】

4) 地域への支援体制の強化

まちづくりセンターが、地域住民の暮らしやすさを実感できる機能を果たしているかを検証し、今後の地域の自立化及び活性化を見据えながら、さらに職員体制や予算の充実を図ることで地域づくりの拠点としての整備を進めるとともに、取扱業務について、再整備を進めます。

また、地域づくりに関連する部署に地区担当者を配置するなど、支援体制を強化することについても検討します。

5) 公民館機能についての検討

公民館機能について、地域コミュニティを支援する拠点としてのまちづくりセンターの視点から見直しを図ります。

- ・地域コミュニティの「場」を提供する地域交流事業
- ・地域づくりをすすめる人材の発掘
- ・地域の歴史、伝統文化の学習の場を提供
- ・地域づくりに対する学習支援の推進

6) 地域における公共施設間の連絡調整会議の設置

地域内の教育や福祉等の公共施設間で情報交換を行い、連携を深めることにより、地域ぐるみでの自治力を高め、課題に迅速に対応できるよう推進を図ります。

7) 地域づくりに対する職員への意識啓発

地域づくりに対する職員の意識を高めるため、職員はこれまで以上に地域の状況を把握していくとともに、住民との信頼関係を築くため、地域活動や行事等への積極的な参加を推進します。

【コミュニティ活動のための環境づくり】

8) コミュニティや地域活動に関する付加価値の高い情報や学習機会を地域に提供していく

行政内部に蓄積された地域情報を包括的に整理し、各情報を地域に提供し、また行政情報の自由な閲覧ができるコーナーを設けるなど、行政と地域住民との情報の共有化を図り、さらに効果的に住民が地域づくりへの取組を深められるよう支援します。

9) まちづくりセンターや生涯学習推進センターとの連携による地域人材の発掘・育成

コミュニティ活動の現場において中心的な役割を担う人材を確保することが求められています。

このため、地域と行政（まちづくりセンターや生涯学習推進センター、市民活動支援センター等）が連携しながら、地域づくりに必要な人材の発掘・育成を推進します。

【住民自治活動の支援】

10) 自治会・町内会等への支援

地域において中心的な役割を担う自治会・町内会への地域住民の自発的な加入と参加の促進を図るために、必要な財政的援助、相談や情報提供、助言等の支援に努めます。地域社会を作る主役は住民であるという意識のもとに、市民の地域への関心が高まるように、様々な機会を通して、地域に関する情報

が共有されるよう積極的な広報や啓発などの働きかけに努めます。

11) 多様な市民活動の機会の提供と情報共有の推進

市民活動支援講座や、市民活動支援センターまつりを開催することなどにより、市民活動の普及啓発及び、市内で活動する市民活動団体の情報を提供し、積極的に市民活動に参加できるよう促します。

定期的な通信誌の発行に加え、市民活動支援システム「ところん Web」や、フェイスブック等のインターネットを通じた情報発信を行っていきます。

また、市民活動支援センターのみならず、生涯学習推進センターや社会福祉協議会ボランティアセンター等の各機関とも情報共有を図ります。

12) 様々な担い手による協働推進の強化と団体育成

自治会や NPO 法人等の市民活動団体、民間企業、行政等の様々な担い手が協働により地域課題に取り組めるようなネットワークづくりを推進します。そのために、同じ地域課題をテーマとして活動する団体同士が情報を共有し、協力し合える仕組みづくりを確立していきます。

また、ソーシャルビジネスの視点から収支が見込める活動が行えるよう、各種講座等の開催や市民活動団体と市、自治会との協働事業に向けたコンテストなどの実施を通じて、より積極的な支援を行います。

市民活動団体をはじめとした NPO 法人等の公益的な団体に求められる役割は今後も大きくなっていくことから、団体が活動しやすい体制づくりを通じて、その活動を支援していきます。

13) 地域住民が利用しやすいまちづくりセンターの検討

まちづくりセンターは、地域住民にとって親しみやすく、最も身近な施設として利用されることが求められるため、地域活動の支援、相談及び地域情報を共有する場となるよう機能のあり方を検討します。

14) 地区別地域づくり計画等の研究

市内 11 行政区では、武蔵野の雑木林や狭山丘陵など緑と自然に恵まれた地域、農業や商工業、住宅街を中心とする地域など、それぞれ異なった地域の特徴や歴史的背景を抱えながら存在しています。また、そこで暮らしている住民の地域活動も様々です。

このため、それぞれの地区の特性・特徴や地域資源を生かし、歴史・文化を守りながら、次世代を担う住民の地域活動を見据えた地区別の地域づくり計画等の策定ができないか研究します。

7 . 地域コミュニティと行政の将来像

～プラン実現のためのイメージ共有～

これからの本市地域コミュニティの進むべき方向を考えていく上で、「地域コミュニティ」と「行政」というそれぞれの主体的な動きを考察し、さらに双方の関係性を考える中で、地域コミュニティの将来像を把握しようとするものです。

(1) 10年後の地域の姿(志向すべき地域のあり方)

所沢市に暮らす人々は、誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会を望んでいます。緑地の豊富な恵まれた環境の中で、スポーツやレクリエーションを楽しみ、あるいは趣味のサークル活動に充実した日々を過ごすことができるといった「まちの将来像イメージ」は、青少年や働き盛りの世代、高齢者世代いずれにとっても共通しています。

また、人々は同時に地元に対する愛着を持ち、「地域に貢献していきたい」という想いを持っています。日々の暮らしの中で、その想いが自律的・自発的にすくいあげられていくよう、自治活動に関わっていく仕組みが用意され、貴重な人材を地域の力として結び付けていくことができる活躍のフィールドが設けられています。実践の場を通じて、人々はさらに仲間との絆を確かめ合い、地元への貢献の想いを体感する機会を得ることで、さらに愛着が高まっていくという、好循環が生じています。

そうした地域貢献の意欲を持つ人々は、地域ネットワークが提供する、自分にふさわしい働き場を見出し、いきいきとした日々を過ごすことによって、人とつながっていることの幸せを身に染みて感じる「好縁の絆」が地域に広がっています。そこでは、誰かに親切にすることで、誰かが幸せになることに自分の幸せを感じる価値観が存在します。思うより、批判するより、自ら動く実践者たちが、あるときは汗をかき、あるときは時間を割きながら、より良いまち、より良い地域づくりの実現を目指すものであり、まずは自らが、そして隣近所で、地域でと、補完的な関係が広がってゆき、行政もまた地域で解決し得ない問題に対し、自治を尊重しながらもともにその解決にあたるという「自助、共助、公助」の関係性が調和し、人々の暮らしを豊かにしています。

(2) 今後の行政に必要とされていくこと

少子高齢化や国際化といった社会変化はすでに目に見える形で地域に表れてきています。これまで経験したことのない福祉課題やスピードが求められる緊急事態も生じてくるでしょう。そうした点から、行政においては地域と連携しやすい環境を整えていくことが早急に求められ

ます。今後においても市民要望の高い課題を解決しながら「高齢者も子どもたちもみんなの笑顔あふれる」まちづくりを実現していくためには、まちづくりセンターという拠点をはじめとする地域行政を、地域のニーズに対応した体制に改めるとともに、一層強固な組織に築き上げていくことが欠かせません。さらに、地域自らの活動を可能とする財政的な援助についても、現在のような行政側から縦割りに交付される使途の定められた補助金から、地域包括的な一括交付金型に改めていくことで、限られた資源を有効に使う自由度の高い財政的環境を整えていく必要があります。

(3) 総括

地域コミュニティの役割

- ・地域コミュニティは、地域をより良くするための活動に自主的、自立的に取り組んでいます
- ・地域には、幅広い分野において、様々な活動主体が機動的に活動しています
- ・地域には、様々な活動主体の連携を生んでいくネットワークが存在します
- ・地域のネットワークは、地域課題を発見し、地域資源を生かし、その解決を図っています
- ・地域のネットワークは、地域の人材を発見し、育成し、活躍の場を提供しています

行政の役割

- ・市は、地域コミュニティが地域資源を活用しやすくなるような施策を展開しています
 - 利便性の高い市有財産の運用体制創設 / 民間施設や空き家の活用施策の創設
- ・市は、地域コミュニティの要望に対応し得る組織体制の充実を図ります
 - 本庁・地域を横断的に調整していく「地域力促進会議」/重複や効果の低い事業や団体の見直しの検討
- ・市はまちづくりセンターを中心に、地域への支援体制を強化します
 - 地域行政へのニーズの高まりに応じた業務構成の見直し / 必要な人材の投入
- ・市は、地域コミュニティが自主的、自立的に活動するための財政支援を行っています
 - シンプルで活用しやすい一括交付金

地域コミュニティと行政のコミュニケーション

- ・地域と市は、双方向コミュニケーションを介し、地域の意思決定を尊重しています
 - 地域のネットワークと対になる市内ネットワークが、相互横断的な調整を積み上げることで、計画的な資源配分へ
 - 各行政区内における公共機関相互の課題解決の仕組み（地域版「地域力促進会議」）
- ・地域に関する行政情報は横断的に共有され、地域、行政の双方が活用しています
 - 行政の保有する情報のオープンデータ化で、地域による地域づくり活動、行政による施策を一望のもとへ

第2部：分析編～アクションプランへの道のり～

8．コミュニティを巡る今日の背景

(1) 地域コミュニティとは何か

「地域コミュニティ」(注2)には、これまでに様々な解釈や定義がされていますが、統一された概念や用語ではありません。ただし、もっぱら「地域性」(地域活動が行われる範囲)、「共同性」(活動を通じて結ばれる関係性)、「地域感情」(活動の中で形成される一体感や帰属意識)の3要素を充たす地域や人々の集団を指すと言われていています。本推進プランにおいては、平成23年に制定された「所沢市自治基本条例」における地域コミュニティに関する定義(自治会等の地縁による団体及びボランティア、非営利活動団体その他の市民活動団体等)を、そのまま該当させていくこととしますが、いふならば、地域コミュニティとは様々な縁により結びついた人と人とのつながりによって、日常生活を相互に支え合う身近な関係のみならず、生活圏で発生する課題調整機能や情報交換機能を持つ集団的カテゴリーであり、その活動の総体として有益な効果をもたらすものと考えています。時代と共にその姿を変えながら、社会において公共的な役割を果たしていくものです。

(2) 地域コミュニティは何をしてきたのか

かつては、我が国は地縁、血縁によって固く結びついた集落で構成される社会でした。簡単な道路の補修や用水路の管理、まちの清掃など、公共財の共同管理を中心に自立的に運営されてきた地縁的な共同体が、今に至る地域コミュニティのルーツとなります。戦前までは、集落や都市の町内単位の地縁によるコミュニティは行政の補助的な側面は有していたものの一定のコミュニティ機能を維持してきました。

しかし、戦後の高度成長は急激な人口変動と移動を誘発し、都市型社会(注3)の形成を押し進めました。生活圏の拡大・社会構造の複雑化・人口の流動化に伴い、地縁的な共同体が担ってきた役割の一部は行政機構や企業が担っていくこととなりました。その中でも、地域コミュニティにおいては地域づくりの実践者たちが、地域文化の継承や、防犯活動、防災活動、福祉活動など、地域特性に応じた各種活動を通じ、公共的な役割を担い続けてきました。

(3) 地域コミュニティを巡る現状と課題

我が国が高度成長を遂げた 1960 年代前後からは、都市化の波が各地に押し寄せ、道路、下水道等インフラ整備のために国土が大きく変貌を遂げた時期でありました。その時期には首都圏を中心としたサラリーマン通勤世帯のライフスタイルが大きく様変わりをしたため、地域のコミュニティの結びつきにも少なからず影響が生じてきました。そして、それまでご近所同士で行ってきた衛生活動（三兼機消毒^(注 4)や溝さらい）、催事、地域運動会といった生活に密着したつながりが徐々に姿を消し、結果的に地域の結びつきが希薄化^(注 5)する大きな要因になったと言われています。

高度成長期以降、過去に例を見ない人口動態期に移り、「少子化」、「高齢化」の傾向が顕著に表れてくるとともに、「核家族化」に代表されるライフスタイルの多様化等、社会構造の変化を背景として、コミュニティの中心を支えている自治会・町内会への加入率が低減傾向を示すなど、全体として地域コミュニティの希薄化が一段と進んできつつあります。一方で、さきの東日本大震災を経験し、「災後」^(注 6)の社会を迎える中、住民組織とともに、NPO 法人、ボランティア団体等が連携することで大きな効果を上げており、地域コミュニティの価値が改めて見直されつつあるところです。

バブル崩壊以降、低成長期の景気下において、税源に根拠を置く自治体財源も逼迫しており、活用しうる行政資源は縮小する環境下にあります。その一方で、少子高齢社会の到来により老老介護や孤独死の増加や子育て家庭の孤立、振り込め詐欺をはじめとする生活弱者への犯罪等、市民生活上の課題は多様化の一途を辿り、行政側の対応も「あれも、これも」の対応が追い付かず「あれか、これか」の政策選択を行わざるを得ない状況に達しています。そのような状況において、首都圏近郊都市部で高い割合を占める都心勤務のサラリーマンが、退職を契機に居住地中心のライフスタイルにシフトしてきており、地域における重要な人的資源として注目されています。また、学校（教育）との連携という点においては、若年層の社会に対する奉仕活動などを取り込んでいくことで、効果的な成果が期待されるところです。それとともに、新たに定住民となる人々が、活力ある自立した地域づくりの担い手として「地域デビュー」^(注 7)を果たしうるか否かという問題もあり、様々な観点から行政と地域の新たな関係性の構築が重要課題となっています。

9 . 本市地域コミュニティの現状と課題

(1) 現状

所沢市は、地縁的コミュニティを母体とする村が合併して形成されたまち(注 8)であり、それぞれの地域においては、固有の文化を継承しながら、自治会・町内会、地域公民館等による地域コミュニティが身近な地域づくりを行ってきました。明治初頭から現在の行政区の母体となる村落が形成されはじめ、明治 14 年の所沢町への改称、同 22 年の町村制施行による合併を経て昭和 18 年には一町五村の合併が起こり、昭和 25 年に市制が施行されています(注 9)。そのように、元来が旧村地域それぞれの中で形成されてきた独自の繋がり、文化的慣習を持ちながら、成り立ちを強め、地域の中で発生した課題についても、相互に知恵を出し合いながら解決してきました。

都心から 30km 圏に位置する本市においては、高度成長期から今日に至るまで、インフラ整備、学校建設、市街地開発事業等が途切れることなく続いてきたところであり、新しい街づくりによって地域内の新たな定住人口が拡大し、そのつど新・旧のコミュニティの軋轢、きしみが取り沙汰されながらも、時間的経過の中で課題の解消が図られてきたようです。ただし、コミュニティを形成する単位・規模の問題は、安定的な住民自治を考えていく上での懸案課題として常に顕在化していました。

近年においては、都心近郊のベッドタウンとして急速な人口増加を経た本市として、新たな住民の流入や、新たな市街地の形成が続く中、市内各所の地域コミュニティはより多様性を帯びることとなりました。また、行政課題の変遷に伴いながら、地域コミュニティは様々な分野において、行政の協力者としての役割を果たしてきました。

現在、本市には 11 の行政区がありますが、平成 23 年 4 月にはそれぞれの地区(行政区)に「まちづくりセンター」が設置されています。本市の地域コミュニティについては、小中学校区による日常生活圏でのコミュニティなども考慮していく中で、本推進プランにおいては現在の行政区割を基本としたコミュニティの範囲を単位概念として想定しています。

(2) 課題

少子高齢社会の到来とともに発生する居住世帯の高齢化や人口減少、世帯の核家族化・単身高齢世帯の増加を背景に、つながりの一層の希薄化が、助け合い、支え合いを失わせることが懸念されます(注10)。その一方で、自治会・町内会に加入する世帯が年々減少傾向を示しており、これまでのように自治会・町内会を中心とする地域活動のみでは、主体となる担い手の減少等により、地域のつながりを維持していくことが困難です。各地域で

は「高齢者福祉」や「防犯・防災」が共通した地域課題としてクローズアップされており、こうした課題について、地域にふさわしい仕組みづくりが求められています。

かつて武蔵野市が「武蔵野市コミュニティ構想」(注 11)を打ち出した際、「コミュニティは、市民自身が長期の自治活動の過程でつくるものである」と述べて、コミュニティ活動における市民の自発的な参加の必要を説きました。本市においても、平成 26 年 12 月に市民参加条例が誕生し、市民参加型のまちづくりの下地が補強されてきました。本市において毎年行われている「市民意識調査」(注 12)では、「お住まいの地域をもっと住みやすくするために、地域の人々が集まって何か行動しようとしたら、協力しますか」という問いかけに対し、「約 7 割」の人が「協力意向がある」と回答しています。そのように、地域に暮らし、日常的にこの街で過ごしていく多くの人たちが地域への愛着を感じているという、潜在的ながらも、将来の地域コミュニティへの希望を抱かせる要素が備わっていることが確認できています。そうした人たちの想いを受け止めつつ、これからの人々の繋がりはどうあるべきなのか考えていく必要があります。

人々がこの所沢に生活していく中で幸せを実感し、住み続けていきたい、というさらなる想いを醸成していくために、そして、温かい人と人との絆を次の世代へ届けていくために、未来を見つめ、今を動き続けていくことが大切です。

地域コミュニティを構成する団体等の現状と課題については、以下のとおりです。

A) 地縁型コミュニティ

本市には 11 行政区に 278 の自治会・町内会があります(平成 26 年 4 月 1 日現在)。規模の小さな自治会から 2 千世帯を超える自治会まであり、活動内容は様々ながら、地域において公共的な役割を果たすとともに、人と人との絆が実感できるまちづくりを中心的に担ってきました。

しかしながら、本市の自治会・町内会の加入率は低下傾向にあります。近年は、単身世帯をはじめとする総世帯数の伸びに対して自治会・町内会への加入世帯数の横ばいあるいは減少しており、加入率が低下しています。11 年前は 70.2%(平成 16 年度)であったものが、現在(平成 27 年度)は 63.7%に低下しています(P17-資料 1 参照)。市民意識調査(平成 26 年度)によると、自治会・町内会に加入していない理由として「加入の呼びかけがない」「メリット・必要性がない」「勤めていて参加や協力ができない」といった回答が多くなっています。また、自治会・町内会に対して実施したアンケート(平成 24 年度)では、自治会・町内会の運営や活動への負担感を感じている自治会・町内会が 9 割以上を占める結果となっ

ています。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、価値観や生活形態の多様化などに伴い、住民同士のつながりの希薄化や地域コミュニティの運営や活動の担い手の不足、生活環境の維持や防犯ならび防災など、安心・快適なまちづくりへの影響が懸念されています。その一方で、東日本大震災により、人と人との絆や地域の助け合いの重要性が改めて浮き彫りになりました。そのため本市は、平成 26 年 6 月に「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」を制定し、地域コミュニティにおける中心的な役割を果たしている自治会・町内会への加入と参加を促進して、つながり支え合う、安心して快適に暮らすことができる地域社会づくりを進めているところです。この条例に基づく施策の一つとして、平成 27 年 7 月に「自治会・町内会応援団」を結成し、地域の行事を中心として、自治会・町内会の支援を行いました。地域ネットワークの中心的な役割を担いうる自治会・町内会への加入と参加を進めるために、市や自治会・町内会だけでなく、地域住民や事業者も協力しあうことが求められています。

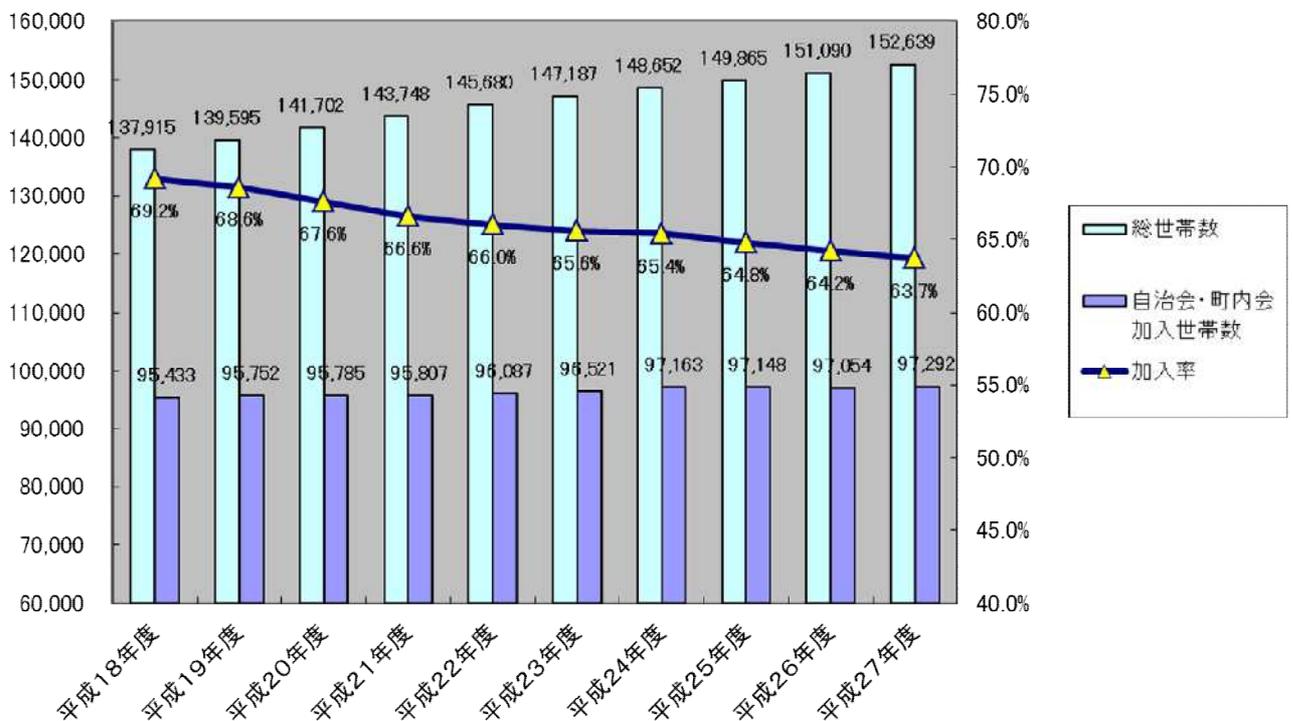
また地域においては、かねてから市と自治会・町内会が協力し、「環境美化の日」を始めとして多くの取組を行っています。こうした取組は、他所に見られない所沢市独自のものであり、今後の地域連携活動の資源であるとも考えられます。自治会・町内会のほかにも個別の目的を持って地域に根差した活動を行っている団体が多数存在しており、長生クラブ、子ども会、PTA、自主防災組織等の団体が、福祉活動、防犯活動、教育活動、文化活動、青少年健全育成活動などそれぞれの目的に沿って活動に取り組んでいます。しかしながら、子供や高齢者の見守り活動等の福祉関係の団体間で事業内容に重複がみられたり、活動者そのものがほかの団体でも活動しているなど、事業活動者のすそ野が広がっていない状況にあります。さらに、活動する地域が必ずしも行政区や学校区等と合致しないことなどから、活動する団体等へのサポートが充分に行き届かないという課題もあり、これらの活動に対する必要な支援が求められるところです。

資料 1

自治会・町内会加入率の推移(所沢市内合計)

各年度4月1日現在

年度	総世帯数	自治会・町内会加入世帯数	加入率	増減
平成16年度	134,427	94,387	70.2%	-0.4%
平成17年度	135,746	94,923	69.9%	-0.3%
平成18年度	137,915	95,433	69.2%	-0.7%
平成19年度	139,595	95,752	68.6%	-0.6%
平成20年度	141,702	95,785	67.6%	-1.0%
平成21年度	143,748	95,807	66.6%	-1.0%
平成22年度	145,680	96,087	66.0%	-0.6%
平成23年度	147,187	96,521	65.6%	-0.4%
平成24年度	148,652	97,163	65.4%	-0.2%
平成25年度	149,865	97,148	64.8%	-0.6%
平成26年度	151,090	97,054	64.2%	-0.6%
平成27年度	152,639	97,292	63.7%	-0.5%



B) テーマ型コミュニティ

テーマ型コミュニティとは、地域を問わず、特定の問題・課題の解決に向けて、一定の分野に特化した活動団体が形成するコミュニティです。

テーマ型コミュニティを担う団体は、主に地域のボランティア団体や、NPO法人等となっています。本市においては、こうした団体を市民活動団体と位置付け、ハード、ソフトの両面から支援することを目的とし、平成23年10月に市民活動支援センターを開設しました。また、市民活動基本方針においては、市民活動を推進することにより、社会的課題に対する取組、社会が必要とする多様な市民サービスの提供、市民の社会参加と交流、地域社会とのかかわりのきっかけづくり、住民自治意識の向上、市民活動を通じた自己実現の支援、地域経済の活性化等の効果が期待できるとしています。

市民活動支援センター開設時には、登録団体は51団体でしたが、平成27年3月現在では、121団体と増加しています。また、市民活動支援センターのみならず、社会福祉協議会のボランティアセンターや、生涯学習推進センター、男女共同参画推進センターふらっと等に登録して活動する団体も多く、テーマ型コミュニティの活動は多岐に渡っています。それに加え、近年では一般社団法人や株式会社、合同会社など、団体の形式に関らず、非営利による社会貢献活動を行う団体もあります。

市民活動支援センター登録団体をはじめとした、テーマ型コミュニティを担う団体数は増加傾向にある一方で、中には団体構成員の高齢化や資金難により、解散する団体も増えている状況です。現状の社会情勢や、本市の財政状況を鑑みると、今後ますますテーマ型コミュニティに期待される役割は大きくなっていくものと考えられます。

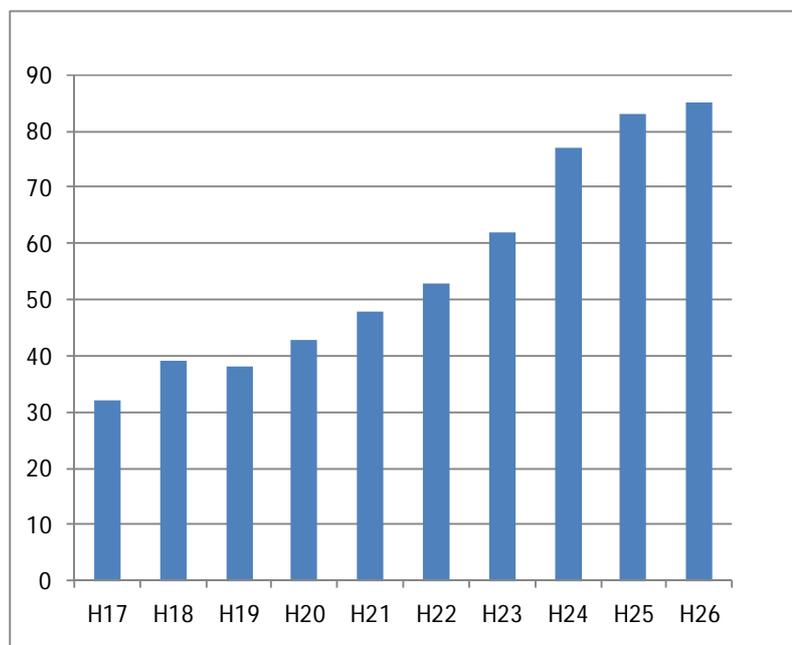
人材不足に悩む団体の会員不足の解消につなげることや、資金難に悩む団体に対しては、民間企業や財団等が実施する助成金等の有効活用を促すことに加え、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスを学ぶセミナーを行っています。

今後は、生涯学習推進センターや公民館事業との連携を図りながら、地域コミュニティのキーパーソンの発掘や人材の育成に努め、テーマ型コミュニティの団体と、自治会等の地縁団体が連携し、地域課題の解決に向けた取組を促してまいります。

資料 2

所沢市内NPO法人数の推移

年度	NPO法人数
H17	32
H18	39
H19	38
H20	43
H21	48
H22	53
H23	62
H24	77
H25	83
H26	85



各年度3月31日現在

C) その他の団体等

地域には、まちづくりセンター以外にも消防署、保育園といった行政機関、さらには地域包括支援センターや社会福祉法人、医療機関、個人事業所、企業、商店など様々な団体や知識・技術を持つ人材が活動しています。人口動態や社会的環境の変化に伴い、特に福祉関連分野での法整備が進展する中、こうした民間団体が行政に代わって公的な役回りを担う立場に位置付けられる傾向があります。さらに、商店街の衰退などにより、日常生活が不便になりつつある地域に対しては、仮設での市場の開催などを通じて生活支援を行うような活動も表れ始めています。これまでの安定した社会システムが人口減少や高齢化という事態により綻びを見せ始めている現在、こうした専門家のノウハウや地域団体の協力、住民同士のふれあい活動を通じて、地域に発生している固有課題が解決されるよう新たな仕組みが生まれ出されていくことが期待されています。

D) 地域づくり協議会

旧推進プランが作成された翌年の平成 23 年は、第 5 次所沢市総合計画前期基本計画のスタートとともに、まちづくりセンターの設置による新たな地域行政のスタートという、まさに本市における「地域コミュニティ行政元年」にあたる年でしたが、それから 4 年が経過し（平成 27 年 6 月現在）地域ネットワークの組織体である地域づくり協議会は「7 地区」（山口・三ヶ島・小手指・松井・新所沢・富岡・新所沢東）で設立されています。

これまでに解決が図れない、あるいは新たに発生しつつある課題に対し、地域の知恵の総意として解決を図る地域ネットワーク組織体が「地域づくり協議会」です。各協議会の設立により、現在各地域では域内に存在する地域団体が連携し、情報共有を図りながら活動する動きが出てきています。その結果、高齢者の交通事故が多く発生する地域や商店街の衰退で生じた買い物不便地域、さらには高齢化率が 4 割を超え、災害時には安全性が確保できずにいる地区など、これまで認識されてこなかった地域の潜在的な課題が浮き彫りにされてきました。そのように、地域づくり協議会の設立が各地で進み、福祉や環境といった各分野を地域内で結びつけ、包括的な地域志向の判断が可能となる仕組み作りに取り組んでいるところですが、活動母体となる地域団体や支部組織の有機的な形成に加え、市内に存在する N P O 法人なども協力しつつ、自由な活動を行いながらも地域や市とともに協働での事業を展開していくことが始まっています。

そうした中、協議会が設立されたことによって、「新たに地域活動の仕組みができたことによる団体活動の重複」「協議会の実効性を確保していくための人材・財源の不足」といった新たな課題が見えてきています。今後はこうした課題に対し、先行して地域で組織されて

いた団体の活動をうまく取り込むなどの調整が急がれるところです。

【地域ネットワークを形成する主な団体】

《地縁型コミュニティ》

所沢市自治連合会・所沢市自主防災会連合会・所沢市防犯協会・所沢市母子愛育会・民生委員・児童委員協議会・地域福祉ネットワーク会議・長生クラブ連合会・社会福祉協議会・青少年健全育成市民会議・所沢市環境推進員連絡協議会・所沢市体育協会・所沢市子ども会育成会連絡協議会・所沢市PTA連合会・所沢市体力づくり市民会議

《テーマ型コミュニティ》

健康・福祉をテーマとするNPO法人・ボランティア団体
地域づくりをテーマとするNPO法人・ボランティア団体
安心・安全をテーマとするNPO法人・ボランティア団体

10．本市行政体制の現状と課題

(現状)～「自治会」と「地域づくり協議会」～

新たなコミュニティ活動の展開に呼応して

コミュニティの現場は、昨日今日で変わる劇的な変化はありませんが、確実に変化しています。まちづくりセンターをはじめとする地域の行政機関も、その変化の波に晒される形で対応を迫られているものとなっています。

今日のまちづくりセンター業務は、市の掲げる「超親切的な市役所」のスローガンのもとに、地域に浸透するサービスの向上、住民生活の暮らしやすさを実感できる新たな仕組み作りを目指して業務に取り組んでいます。しかし、業務改善の延長線に位置する窓口サービスとしての取扱業務内容の充実という目標は、行政全体で進めている組織・業務のスリム化の制約を受けており、限られた職員配置の中で対応している現状です。

そのような中で、まちづくりセンターは地域団体事務や協議会活動の事務局的な役割を担うとともに、地域の中で調整を必要とする補助的な支援を行っています。また、自治活動の進展が新たな局面を生じさせ、そのことが新たな業務を発生させている中で、地域ニーズに沿った学習機会を充実させながら、市民と協働し、地域づくり、人づくりの推進に向けた事業に引き続き取り組むとともに、相互の連携・協力により地域から寄せられる意向・要望に見合うプログラムを実施しているところです。

いずれにせよ、従来行ってきた自治会・町内会等を中心とする地域団体への対応に加え、協議会という広域的な仕組みをも支援していくということは、これまで地域行政が主に受け持ってきた後方支援的な役割を超えて、企画運営的な地域の総合調整としての業務が加わる

という新たな局面を迎えていることを、十分認識していかなければなりません。

(課題) 地域コミュニティの進展に求められる、これからの地域行政のあり方

平成 23 年の「所沢市自治基本条例」に始まり、平成 26 年の「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」、「所沢市市民参加を進めるための条例」と、近年、地域に暮らす住民が責任を持って地域社会に参加し行動することを可能とするルールが誕生しています。主体的立場からの住民参加は、確実に地域コミュニティの成熟を推し進め、そのことは結果的に地域の行政機関への新たな意向・要望(ニーズ)となってフィードバックされるものとなります。行政は改めて、地域社会が求める行政への役割、すなわち、住民が暮らしやすさを実感できる行政体制の確立やコミュニティ活動のための環境づくりを推し進めていかなければなりません。

社会環境が大きく変化し、本市の人口増も頭打ちとなり(注 13)、人々の暮らしが少しずつ様変わりするなかでは、行政が受け持つべき支援や仕組みも、従来同様の考え方や方法論に依拠したものでは収まらなくなります。これまでは率先して人々の活動現場に身を置き、社会教育という実践活動を通じて地域の「学びの土壌」であった公民館も、共助によるまちづくりを進めていく中で、現代的課題を踏まえた新たな役割が求められているところです。

また、窮迫する行政資源という観点からは、地域行政の中にどれだけの資源配分が可能であるか、という課題も避けては通れません。もし、今後行政から地域に当てられる「人・モノ・金」が抑制される状況が続くのであれば、他の政策選択同様に「あれも、これも」から「あれか、これか」の方向性を決断せざるを得ない状況が想定され、今日ある公共と民間の業務領域もその見直しが行われることが予想されます。

さらに、コミュニティ分野での人材発掘や人材育成については、すでに地域コミュニティとの連携を実現している青少年を守る会やPTAといった学校区を拠点とする組織と結びつきながら、次代を担う地域人材を的確に掘り起こすケースも見受けられます。しかしながら、この人材育成の仕組み作りや人的連携については大いに行政の協力体制が必要とされているところです。そこで、生涯学習推進センターや福祉施設などとの連携に留まらず、今後は地域に存在する公共的な施設や組織が一体となって、地域課題をフォローしていく体制作りが求められていくこととなります。地域の自治力を高め地域の自律的な解決力を高めるためには、やはり「人づくり」が欠かせない継続的なテーマであり、引き続き行政のコーディネーター役としての役回りが大いに期待されているところです。

【注 釈】

1)地域力促進会議

本市において平成 25 年 8 月に創設された、庁内横断的な所管課構成により組織された会議体のこと。地域情報はこれまで行政内部で共有されにくく、結果的にそのことが総合的な問題解決を遅らせてきた。そこで、本庁と地域（まちづくりセンター）の関係所管課がテーブルを一つにし、地域情報を共有していく中で、解決の糸口を探ることを目指している。

2)「地域コミュニティ」の定義

平成 23 年 7 月に施行された自治基本条例においては、第 9 条において「地域コミュニティ」を「自治会等の地縁による団体及びボランティア、非営利活動団体その他の市民活動団体等で共通した目的を持ち、地域で活動するもの」と規定しているが、一般にその捉え方は様々であり、例えば、国の研究会（総務省コミュニティ部会）などは、コミュニティを「（生活地域、特定の目標、特定の趣味など）何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）」とし、地域コミュニティについては「共通の生活地域（通学地域、勤務地域を含む）の集団」としている。

3)都市型社会

奥田道大など都市社会学の分野で使われていた本語は、政治学者・松下圭一が市民自治論を展開する際の社会制度論的文脈の中に置かれることで、一躍脚光を浴びた。戦前の我が国の社会構造を「農村型社会」とし、その対語として都市化現象の諸相を総括する用語である。

4)三兼機消毒

戦後衛生状態の悪化を懸念したGHQは国内にDDTを散布したが、その後昭和 30 年に政府の閣議決定により「蚊とハエのいない生活実践運動」が全国的に展開し、薬剤を機械で各家庭に噴霧する三兼機消毒が行われた。

5)コミュニティの希薄化

自治会・町内会への加入世帯が減少し、担い手が不足することで、介護、福祉、非行防止、といった日常的に地域を支えている様々な助け合いの活動を実施していくことが困難になることはもとより、多様な地域文化、郷土色、観光資源も失われてしまう。

6)災後

政治学者・御厨貴が社会に提示した、被災後を新時代と見ていく新たな時代の捉え方。「東日本大震災」という、巨大地震と原子力災害による大災害を経験して、人々は「戦前/戦後」に変わる「災前/災後」という新たな価値観を持つに至り、今後の日本人が変貌するとした。

7)地域デビュー

昭和 20 年代生まれの団塊世代の第 1 ステージ終了によって、多くの元気な高齢者世代が生活拠点に戻ってきた。こうした地域に増えつつある元気な世代を人的資源ととらえ、いかに地域コミュニティに貢献しうる役割を担っていく存在と見えるか、という問いに対する答えを各地で模索している段階である。

8)所沢地域における集落形成

廃藩置県など、明治初頭期の統轄体制の変化のさなか、明治 7～8 年にかけて実施された小規模村の合併を経て同 22 年の町村制施行に伴う合併により、現在の行政区の前身となる旧村が形成されていった。

9)市域人口の推移

市町村制が誕生した明治 21 年当時の市域人口を「埼玉縣市町村合併史」資料をもとに算出すると、「4,200 人」程度の定住規模であったと想定される。しかし、市制施行当時の昭和 25 年の所沢町における現住人口は「42,561 人」であって、この時点でほぼ 10 倍規模に膨れ上がっている。その後柳瀬村、三ヶ島村を編入しつつ昭和 42 年には人口 10 万人を超え、高度成長期の宅地開発とも相まって、その後年毎に 1 万人を上回る急速な人口増加期を迎えることになる。

10)所沢市における高齢者割合

平成 26 年 3 月末現在、65 歳以上の高齢者は「80,017 人」であり、人口合計「342,564 人」に対し「23.36%」を占めている。また、急速に増えつつある高齢者世帯（単身高齢者含む）については、「要援護高齢者数（65 歳以上）」調べによれば平成 25 年 6 月現在「36,649 人」となっており、非常時や有事での避難対応などに大きな課題を残しており、地域ぐるみでの対応を考えていかなければならないものとなっている。

11)武蔵野市コミュニティ構想

武蔵野市では、住宅団地自治会や一部地域における親睦的な町内会等は設置されていたが、全市的な市民組織としての自治会、町内会がないという状態であった。そこで、昭和 46 年に策定された第一期基本構想・長期計画において、新しいコミュニティ政策としてコミュニティ構想を策定し、その中で「コミュニティを市民生活の基礎単位と位置づけ、市民による自主参加・自主企画・自主運営の原則に立った自律的・自発的なコミュニティづくり」を目指した。また、平成 14 年には新たな時代に対応したコミュニティづくりを推進するための条例が市民参加で制定されています。

12)市民意識調査

市民の意見や考え方を広く把握することを目的に、市内在住の満 20 歳以上の無作為抽出された男女を対象に毎年実施されている調査。参考までに、平成 25 年度の実施調査では、「配布数 5,000、回収数 1,914（38.3%）」のうち、「所沢市への愛着・定住意向」に関する設問では「86.2%」が「愛着がある」と回答している。

13)所沢市の人口

所沢市の将来人口推計によれば、20 年後の平成 47 年の人口は「304,485 人」（うち男 147,080 人、女 157,405 人）となっている。これは平成 25 年度末(H26.3.31)での現在人口「342,564 人」（男 170,481 人、女 172,083 人）と比較すると、「89%」にすぎず、1 割強の減となっている。

【参考資料】

「住民参加のはしご」

米国の社会学者であるシェリー・アーンスタインは、まちづくりにおける住民参加を8つの段階に区分して分類し、「住民の参加とは、住民に対して目標を達成できる権力を与えること」と定義している。

「住民参加のはしご」の8段階			
住民の力が活かされる 住民参加	8	住民によるコントロール	住民主体の活動に行政を巻き込む
	7	委任されたパワー	住民主体の活動
	6	パートナーシップ	住民と行政との協働、決定権の共有
印としての住民参加	5	懐柔	行政主導で住民の意思決定のある参加
	4	意見聴取	与えられた役割の内容を認識した上での参加
	3	お知らせ	形式的住民参加(限定された参加)
住民参加とは言えない	2	セラピー	お飾り住民参加(利用された参加)
	1	操り	操り参加(趣旨や役割の不明確な操られた参加)

参考:住民参加のはしご(シェリー・アーンスタイン 1969)、協働のデザイン(世古一穂 2001)

第2期所沢市環境基本計画 改訂版

第3章施策の展開 6 環境づくりへの参加 6-3 参加と協働の推進 P85 ページ抜粋

6-3-3 地域活動の促進

自治会や町内会、市民グループなど身近な集まりによる環境保全活動を支援します。

自治会・町内会への加入促進など、地域コミュニティづくりを支援します。
地域活動の活性化を図るため、地域ネットワークの整備を進めます。

基本施策 8

地域福祉を進めるネットワークの強化

< 基本方針 >

基本方針
身近な地域に広がる
ネットワークづくり

< 基本施策 >

- 5 地域福祉の拠点整備

- 6 総合的な相談体制の構築

- 7 見守り・支え合いの仕組みづくり

- 8 地域福祉を進めるネットワークの強化

現状と課題

地域には、様々な活動を行う組織や団体があります。地域の福祉課題を解決し、地域福祉を一層推し進めていくためには、市民一人ひとりや行政などの取り組みだけでなく、自治会・町内会、民生委員・児童委員、NPO 法人、ボランティア団体や社会福祉法人など地域の様々な組織や団体が連携し、協力し合えるネットワークづくりが重要です。

市では、「地域コミュニティの醸成」に向けて、地域で活動する様々な団体相互の連携・協力による「地域ネットワーク」を整備する中で、行政区ごとに設置が進む「地域づくり協議会」においては、すでにある地域のネットワーク組織との連携も図られています。

地域福祉を推進するためには、地域福祉に関わる組織・団体などにおける横断的なネットワークづくりと、その連携を通じた地域ぐるみの取り組みの強化が必要です。

地域福祉を進めるネットワークの強化に向けて、市では、地域福祉の中心的な担い手である民生委員・児童委員や、所沢市社会福祉協議会などとの連携を図りながら、取り組みを進めていきます。また、今後は、異なる分野の連携によるコミュニティビジネス などの取り組みも有効であると考えられています。



本市における地域コミュニティ行政活動の経過（主なもの）

年度	主な活動
平成 6～9 年度	「市役所等検討委員会」を組織し、出張所、コミュニティセンター、市民課サービスコーナー等のあり方について調査研究を行いました。この中で「地区センター構想」が示され、検討されたが実現に至りませんでした。
平成 18 年度	第 4 次総合計画後期基本計画が策定され、「横断的に取り組む主要課題」のひとつとして「新たな地域コミュニティの構築」が掲げられました。
平成 19 年度	説明資料「一人ひとりの力を地域の力に～10 年後の地域コミュニティを考える～」を作成しました。 「政策マネージャー制度」の設置をしました。 「新たな地域コミュニティに関する幹事会」の設置をしました。
平成 20 年度	「新たな地域コミュニティの構築」に関する意見交換を行いました。 「行政経営推進委員会委員との情報交換会」を開催しました。 「新たな地域コミュニティの構築」に向けた基本方針を策定しました。
平成 22 年度	「新たな地域コミュニティの構築」に向けた推進プラン（H22 年 12 月）を策定しました。
平成 23 年度	出張所と公民館を組織統合した「まちづくりセンター」が全行政区に設置されました。 第 5 次所沢市総合計画が策定され、「総合的に取り組む重点課題」のひとつとして「地域コミュニティの醸成」が掲げられました。 「所沢市自治基本条例」を施行しました。この中で「地域コミュニティ」について規定し、その役割や支援等が明文化されました。 冊子「地域コミュニティのためのネットワークづくりに向けて」を発行しました。
平成 24 年度	山口地域に「山口まちづくり推進協議会」、三ヶ島地域に「三ヶ島まちづくり推進会議」が誕生しました。
平成 25 年度	小手指地域に「小手指まちづくり協議会」が誕生しました。
平成 26 年度	「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」を制定しました。 松井地域に「松井まちづくり協議会」、新所沢地域に「新所沢まちづくり協議会」、富岡地域に「富岡地域づくり協議会」が誕生しました。 第 1 回「地域づくり協議会情報交換会」を開催しました。
平成 27 年度	第 5 次総合計画後期基本計画が策定され、「総合的に取り組む重点課題」のひとつとして「絆を紡ぐまちづくり」が掲げられました。 「コミュニティ推進課」から「地域づくり推進課」に組織改正を行いました。 新所沢東地区に「しんとこイーストネット」（新所沢東まちづくり協議会）が誕生しました。

【参考文献・資料】

- ・ 第5次所沢市総合計画前期基本計画
- ・ 第2次所沢市地域福祉計画
- ・ 第2期所沢市環境基本計画 改訂版
- ・ 所沢市自治基本条例及び逐条解説
- ・ 所沢市「新たなコミュニティの構築」に向けた推進プラン(H22.12)
- ・ 次期地域福祉計画に向けての提言書(所沢市地域福祉推進検討委員会)(H26.3)
- ・ ところざわ歴史物語(所沢市史ダイジェスト版)
- ・ 所沢市の将来人口推計
- ・ 所沢市統計書
- ・ 所沢市市民意識調査(H25年度版)
- ・ 所沢「自治会・町内会の便利帳」(H26年度版)
- ・ 月刊ガバナンス「地域コミュニティ特集」(H26年7月号)
- ・ 総務省HP / 「新しいコミュニティのあり方に関する研究報告書」(H21.8)
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所HP ほか

別表 目標の実現に向けた各施策項目(H27-30年度)

	基本方針	具体的な施策	説明	実施期間			
				H27	H28	H29	H30
1	地域づくり協議会体制の促進	各地区における協議会の立ち上げ及び協議会活動の環境整備	平成27年6月末現在、市内11行政区のうち「7地区」に地域づくり協議会が設立されていますが、さらに協議会が地域活動及び事業を実施しやすいよう、その体制整備を含めサポートに努めます。また、残る4地区についても協議会が設立できるよう環境を整えていくための支援を行います。				
2		地区団体の見直しの検討	地域づくり協議会が設立されたことに伴い、既存の各地区団体について、社会情勢等に鑑みての存続の必要性、方向性及び位置づけ等の見直しについて検討します。				
3		地域が使いやすい財源の仕組みの導入	地域づくり協議会の設立に伴い、地域に配分されている補助金、交付金等について、地域が自ら用途を決定し、地域づくりに活用できるよう、「一括交付金制度」等、地域が使いやすい財源の仕組みを導入します。				
4	暮らしやすさが実感できる行政体制の整備	地域への支援体制の強化	まちづくりセンターが、地域住民の暮らしやすさを実感できるものとなっているかを検証し、今後の地域の自立化及び活性化を見据えながら、さらに職員体制や予算の充実を図ることで地域づくりの拠点としての整備を進めるとともに、取扱業務について、再整備を進めます。また、地域づくりに関連する部署に地区担当者を配置するなど、支援体制を強化することについても検討します。				
5		公民館機能についての検討	公民館機能について、地域コミュニティを支援する拠点としてのまちづくりセンターの視点から見直しを図ります。 ・地域コミュニティの「場」を提供する地域交流事業 ・地域づくりをすすめる人材の発掘 ・地域の歴史、伝統文化の学習の場を提供 ・地域づくりに対する学習支援の推進				
6		地域における公共施設間の連絡調整会議の設置	地域内の教育や福祉等の公共施設間で情報交換を行い、連携を深めることにより、地域ぐるみでの自治力を高め、課題に迅速に対応できるよう推進を図ります。				
7		地域づくりに対する職員への意識啓発	地域づくりに対する職員の意識を高めるため、職員はこれまで以上に地域の状況を把握していくとともに、住民との信頼関係を築くため、地域活動や行事等への積極的な参加を推進します。				
8	コミュニティ活動のための環境づくり	コミュニティや地域活動に関する付加価値の高い情報や学習機会を地域に提供していく	行政内部に蓄積された地域情報を包括的に整理し、各情報を地域に提供し、また行政情報の自由な閲覧ができるコーナーを設けるなど、行政と地域住民との情報の共有化を図り、さらに効果的に住民が地域づくりへの取組を深められるよう支援します。				
9		まちづくりセンターや生涯学習推進センターとの連携による地域人材の発掘・育成	コミュニティ活動の現場において中心的な役割を担う人材を確保することが求められています。このため、地域と行政（まちづくりセンターや生涯学習推進センター、市民活動支援センター等）が連携しながら、地域づくりに必要な人材の発掘・育成を推進します。				
10	住民自治活動の支援	自治会・町内会等への支援	地域において中心的な役割を担う自治会・町内会への地域住民の自発的な加入と参加の促進を図るために、必要な財政的援助、相談や情報提供、助言等の支援に努めます。地域社会をつくる主役は住民であるという意識のもとに、市民の地域への関心が高まるように、様々な機会を通して、地域に関する情報が共有されるよう積極的な広報や啓発などの働きかけに努めます。				
11		多様な市民活動の機会の提供と情報共有の推進	市民活動支援講座や、市民活動支援センターまつりを開催することなどにより、市民活動の普及啓発及び、市内で活動する市民活動団体の情報を提供し、積極的に市民活動に参加できるよう促します。 定期的な通信誌の発行に加え、市民活動支援システム「トコロんWeb」や、フェイスブック等のインターネットを通じた情報発信を行っていきます。 また、市民活動支援センターのみならず、生涯学習推進センターや社会福祉協議会ボランティアセンター等の各機関とも情報共有を図ります。				
12		様々な担い手による協働推進の強化と団体育成	自治会やNPO法人等の市民活動団体、民間企業、行政等の様々な担い手が協働により地域課題に取り組めるようなネットワークづくりを推進します。そのために、同じ地域課題をテーマとして活動する団体同士が情報を共有し、協力し合える仕組みづくりを確立していきます。 また、ソーシャルビジネスの視点から収支が見込める活動が行えるよう、各種講座等の開催や市民活動団体と市、自治会との協働事業に向けたコンテストなどの実施を通じて、より積極的な支援を行います。 市民活動団体をはじめとしたNPO法人等の公益的な団体に求められる役割は今後も大きくなっていくことから、団体が活動しやすい体制づくりを通じて、その活動を支援していきます。				
13	地区別地域づくり計画等の研究	地域住民が利用しやすいまちづくりセンターの検討	まちづくりセンターは、地域住民にとって親しみやすく、最も身近な施設として利用されることが求められるため、地域活動の支援、相談及び地域情報を共有する場となるよう機能のあり方を検討します。				
14		地区別地域づくり計画等の研究	市内11行政区では、武蔵野の雑木林や狭山丘陵など緑と自然に恵まれた地域、農業や商工業、住宅街を中心とする地域など、それぞれ異なった地域の特徴や歴史的背景を抱えながら存在しています。また、そこで暮らしている住民の地域活動も様々です。 このため、それぞれの地区の特性・特徴や地域資源を生かし、歴史・文化を守りながら、次世代を担う住民の地域活動を見据えた地区別の地域づくり計画等の策定ができないか研究します。				

平成 27 年 11 月

所沢市市民部地域づくり推進課

〒359-8501 所沢市並木 1 - 1 - 1

☎ 04 - 2998 - 9083 Fax 04 - 2998 - 9491

E - mail a9083@city.tokorozawa.lg.jp